

< 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） >

「再就職援助計画・求職活動支援書の対象者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れた場合に支給されます。

雇入れ後の賃金について、離職前の賃金額よりも5%以上増額させること等の支給要件があります。

◆ 早期雇入れ助成	
通常	30万円
優遇助成（※1）	40万円

※1 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」に「特例対象者」として記載された方を雇い入れた場合に適用されます。

◆ 人材育成支援			
早期雇入れ助成の対象者に対して、雇入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成されます。（）内は中小事業主以外への支給額			
		通常	優遇助成
Off-JT	賃金助成	960円（480円）／時	1,060円（580円）／時
	経費助成（※2）	実施時間数に応じて 通常助成 15～50万円（10～30万円） 優遇助成 25～60万円（20～40万円）	
OJT	実費助成	20万円（11万円）	

※2 10時間以上の実施時間が必要です。

リーフレット・申請様式・提出先

リーフレット	パンフレット	申請様式	提出先
【 PDF形式 218KB 】	【 PDF形式 3.4MB 】	支給申請書ダウンロードページ (ページ下方にあります)	ハローワーク山形管轄事業所 【 山形労働局助成金センター 】 ハローワーク山形管轄以外の事業所 【各 ハローワーク 】